平成２７年１月９日

**通勤手当の支給限度額の導入について（提案）**

**１　提案理由**

本府おいては、交通機関に係る通勤手当について、国に先駆けて平成14年度より実施した6箇月定期券の価額を基礎とする支給方法への見直しに際して、支給限度額を廃止したところ。

他方、国においても平成16年度より6箇月定期券の価額を基礎とする支給方法に改められたが、従前どおり支給限度額が設けられているところである。

今般、国に準拠し交通機関等に係る通勤手当の支給限度額を導入することとする。

**２　提案内容**

１箇月当たりの運賃等相当額（注）及び交通用具使用者に対する通勤手当の月額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を支給限度額とする。

　　　（注）運賃等相当額を支給対象期間で除して得た額

**３　実施時期及び経過措置**

**・実施時期**

平成２７年４月１日

**・経過措置**

　　　改定日前日（平成27年3月31日）までに決定された通勤手当の額が、改定後の支給限度額を超えている職員に対する支給限度額の適用は、平成28年4月1日とする。ただし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、当該職員が住居を移転した場合は、移転した日の属する月の翌月（その日が月の１日であるときは、その属する月）から支給限度額を適用する。

**４　協議期限**

平成２７年２月６日